

平成 25 年 10 月

各 位

大阪市環境局

胞衣汚物の収集、処理の廃止について（通知）

平素は、大阪市環境行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、大阪市では、胞衣汚物[※]について、これまで環境事業センターの収集または排出者自らの持ち込みにより環境局木津川事務所（大阪市大正区南恩加島 1-11-35）で処理を行ってまいりました。

現在、大阪市では、「民でできることは民に」委ねるという観点から、事務事業の効率化を推進しており、また、環境局木津川事務所の設備の老朽化も進んでいることから、平成 26 年 3 月 25 日(火)の収集をもって、事業を収束（廃止）してまいりたいと考えております。

つきましては、排出者の責任により、次のとおり民間による処理へ移行し、適正に処理していただきますよう、よろしくお願いいたします。

※ 「胞衣汚物」とは（大阪市胞衣汚物処理条例 第 1 条）

- (1) 胞衣及び妊娠 4 月未満の死胎
- (2) 産汚物若しくは生理汚物又はその附着した布綿、紙類
- (3) 傷病若しくは疾病治療により生じた人体の手足、内臓等又はその附着した布綿、紙類
- (4) 死体をふいた布綿、紙類
- (5) 前 4 号に掲げる汚物に類するもので市長が定めるもの

1. 「胞衣」、「産汚物若しくは生理汚物又はその附着した布綿、紙類」、「死体をふいた布綿、紙類」について

胎盤などの胞衣汚物は、有償で売却できるなど有価物に該当する場合や宗教的・社会的慣習により供養等が行われる場合以外は、大阪府産汚物等取締条例（*1）にもとづく許可を受けた者（*2）、または感染性廃棄物（*3）として感染性産業廃棄物の許可のある特別管理産業廃棄物処理業者（*4）に処理を委託し、適正に処理してください。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物の混合可）

なお、胞衣汚物、感染性廃棄物以外の廃棄物については、産業廃棄物又は一般廃棄物として、許可を受けた者（*5）に処理を委託し、適正に処理してください。

2. 「妊娠 4 月未満の死胎」について

中絶胎児については、墓地埋葬法では、死体を妊娠 12 週（4 か月）以上の死胎を含むと定義しているため、12 週（4 か月）未満の中絶胎児については、同法の

枠外にあります。環境省は、「中絶胎児については、妊娠4か月（12週）未満であっても、生命の尊厳に係るものとして適切に取り扱うことが必要」としています。（「妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関するアンケート調査結果及び今後の対応について」平成16年9月24日報道発表）

引き取りがない場合は、大阪府産汚物等取締条例（*1）にもとづく許可を受けた者（*2）、または感染性廃棄物（*3）として感染性産業廃棄物の許可のある特別管理産業廃棄物処理業者（*4）に処理を委託し、適正に処理してください。

3. 「傷病若しくは疾病治療により生じた人体の手足、内臓等又はその附着した布綿、紙類」について

感染性廃棄物（*3）として感染性産業廃棄物の許可のある特別管理産業廃棄物処理業者（*4）に処理を委託し、適正に処理してください。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物の混合可）

なお、感染性廃棄物以外の廃棄物については、産業廃棄物又は一般廃棄物として、許可を受けた者（*5）に処理を委託し、適正に処理してください。

*1：大阪府産汚物等取締条例について

⇒大阪府ホームページ（下記 URL）にてご確認ください。

http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k2010559001.html

*2：大阪府産汚物等取締条例にもとづく許可を受けた者について

⇒大阪府健康医療部環境衛生課生活衛生グループ へお問合せください。

電話：06-6944-9180 Fax：06-6944-6707

住所：〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22

*3：感染性廃棄物について

⇒感染性廃棄物の判断については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省ホームページ（下記 URL））及び「感染性廃棄物の判断フロー」（別紙）にてご確認ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

*4：感染性産業廃棄物の許可のある特別管理産業廃棄物処理業者について

⇒公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 へお問合せください。

電話：06-6943-4016 Fax：06-6942-5314

住所：〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階

<http://www.o-sanpai.or.jp/index.html>

*5：（産業廃棄物又は一般廃棄物として）許可を受けた者について

⇒下記ホームページに業者名簿が掲載されております。

大阪市(特別管理)産業廃棄物処理業者名簿のホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009245.html>

大阪府産業廃棄物処理業者名簿のホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/gyousyameibo/>

大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧のホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000190048.html>

担当：大阪市環境局事業部事業管理課 平田、高木

電話：06-6630-3228 Fax：06-6630-3581

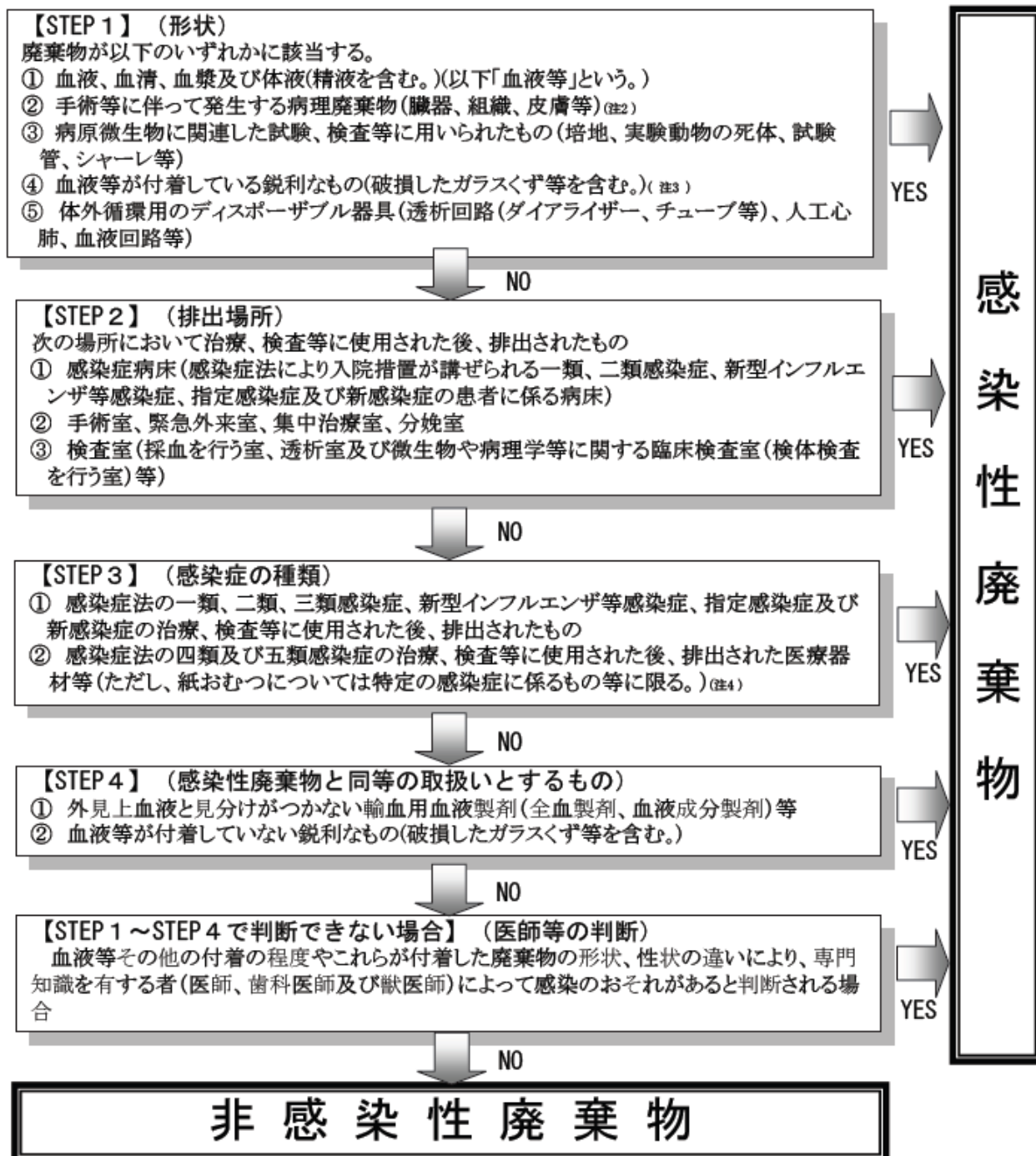
〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1

あべのルシナス 13 階

- 本書は、平成 22～24 年度に大阪市環境局木津川事務所または大阪市環境事業センターに処理を依頼された排出者様にお送りしております。お心当たりのない場合は、お手数ですが破棄していただきますようお願いいたします。

感染性廃棄物の判断フロー



(注1) 感染性廃棄物は、人に関する診療行為や医療関係の研究活動だけでなく、人畜共通感染症に罹患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から発生することもある。なお、人畜共通感染症は、罹患又は感染している動物の血液等からのみ感染するわけではないことに注意が必要である。

(注2) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 医療器材(注射針、メス、ガラス製器材等)、ディスポーザブル製品(ピンセット、注射器、カテーテル類、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等